



介護保険も医療費控除の対象

居宅・介護老人福祉施設・おむつ代

納税者が自己または生計を一にする配偶者や子どもおよびその他の親族のために支払った医療費は、所得税および住民税の計算をする際に、医療費控除として所得金額から一定の金額が差し引かれます。

介護保険サービスを利用して支払った自己負担額の一部も医療費控除の対象となります。

また、現在、寝たきり高齢者が使用したおむつ代は医療費控除の対象として認められていますが、介護保険の要介護認定者については、その際の手続きが簡素化されることになりました。

居宅サービスの医療費控除

次のサービスを利用した場合、利用料の自己負担分が医療費控除として認められます。

控除を受けるためには、サービス事業者が発行した領収書（医療費控除に関する記載欄に対象となる金額が記載されたもの）が必要となります。

A医療系サービスとして医療費控除の対象となるもの

- 1 訪問看護
- 2 訪問リハビリテーション

- 3 居宅療養管理指導
- 4 通所リハビリテーション（デイケア）
- 5 短期入所療養介護（医療系施設のショートステイ）

Bケアプランに位置づけられた医療系サービスと併せて利用した場合医療費控除の対象となるもの

- 1 訪問介護（生活援助は除く）
 - 2 訪問入浴介護
 - 3 通所介護（デイサービス）
 - 4 短期入所生活介護（福祉施設設のショートステイ）
- ケアプランを作成し、そのなかにA1～5のサービスまたは、医療保険対象の訪問看護が含まれている場合に限られます。
- 介護保険給付対象外のサービスの利用料金は対象となりません。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）サービスの医療費控除

要介護1～5段階の要介護認定を受けている入所者について、介護費と食費の自己負担分の合計の2分の1の金額が医療費控除の対象となります。

控除を受けるには、施設が発行した医療費控除の対象となる金額が記載された領収書が必要となります。

ます。
介護老人保健施設（老人保健施設）および介護療養型医療施設（療養型病床群など）のサービスについては、従来どおり医療費控除の対象となります。

おむつ代の医療費控除

おむつ代が医療費控除の対象として認められるためには、おむつ代の領収書に加え、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、介護保険の要介護認定

家庭犬のしつけ方教室開催

飼い主の責務が求められています

「動物の愛護及び管理に関する法律」の第5条第4項の規定に基づいた「動物の飼養及び保管に関する基準」が見直され、犬のしつけについて飼い主の責務が求められています。つきましては「家庭犬のしつけ方教室」を次のとおり開催しますので、すでに犬を飼っているかた、また、これから犬を飼おうとしているかたは奮ってご参加ください。

日時 講習会 3月7日(日) 午前9時30分～11時30分 実技 3月8日(月) 午後2時～4時

場所 館林保健福祉事務所

参加費 講習会は無料。ただし、実技参加者は、別途2千円程度

定者であって、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代えて、町が発行する主治医意見書の内容を確認する必要があります。該当されるかたは保健福祉課で申請手続きを行ってください。

医療費控除には、当該年発行のおむつ代の領収書が必要です。

保健福祉課（老人福祉センター内） ☎(84)4926

かかります。

定員 講習会 約80名

実技 約15名

講師 群馬ドッグセンター所長 須永武博氏（一等訓練士・範士）

申込方法 電話で役場環境課へ

申込期限 2月23日(月)

実技は定員が少ないため、希望者多数の場合は、保健福祉事務所

が抽選を行い参加決定者に連絡します。



環境課（老人福祉センター内）

☎(84)4686